

(関連分野) 環境・低炭素
(事業の名称) 海岸環境改善運動
(関係省庁名) 農林水産省（農村振興局）、水産庁、国土交通省（港湾局）
事業の概要 (目的) <ul style="list-style-type: none"> 海岸の漂着ゴミ・流木の除去・処分及び海岸におけるゴミ・流木の漂着状況のモニタリング・状況調査により、海岸の環境の保全・改善、海岸保全施設の機能維持を図るとともに、地域の雇用創出を図る。 (事業内容) <ul style="list-style-type: none"> 海岸管理者である都道府県及び市町村が実施主体となって、地域住民等の協力を得て、海岸漂着ゴミ・流木の除去・処分を行う。また、実施主体は、ゴミ・流木の漂着を把握するためのモニタリング調査及び漂着ゴミ・流木の除去・処分を通し、効率的な環境改善運動の構築を図る。なお、委託事業の構成は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 海岸漂着ゴミ・流木の除去：目安として1海岸程度あたり地域住民等40名（×5回/月×12ヶ月） (2) 漂流漂着ゴミの処分 (3) ゴミ・流木の漂着状況のモニタリング・状況調査、効率的な海岸環境改善運動の検討 (関係者の役割) <ul style="list-style-type: none"> 海岸管理者：実施主体（委託事業の実施、報告） 受託者：民間組織、NPO等を想定（事業の受託） 国：事業運営等に関する相談・助言
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 制度改正：特になし
(期待される効果) 定性的効果 <ul style="list-style-type: none"> ① 海岸環境の美化：海岸に漂着する漂着ゴミ・流木の除去により、海岸環境が改善される。 ② 海岸保全施設の機能維持：海岸保全施設の機能低下を及ぼす漂着ゴミ・流木の除去が可能となる。 ③ 雇用創出：ゴミ等除去作業に一定期間内の住民の有償での協力を求め、また、地域のNPO等が受託者となるため、雇用創出につながる。
(先行事例) 特になし
(期間後の取扱い) 海岸管理者は、当該活動を通じて構築した海岸環境改善運動を定期的実施。
(関係省庁担当者連絡先) 水産庁防災漁村課海岸班 課長補佐 黒澤 / 係長 金納 電話番号：03-3502-5304（直通）6903（内線） / ファックス：03-3581-0325